
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 受験対策部会運営規程

受験対策部会規程第1号
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた受験対策部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

受験対策部会は、県社士会が行う社会福祉士国家試験受験対策等の講座を開講し試験を受験する者を支援することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において受験対策部会と称す機関を置く。
2. 受験対策部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

受験対策部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. 社会福祉士国家試験等の受験対策に係る研究及び受験対策講座の企画運営
2. 社会福祉士国家試験等の情報収集と提供
3. 渉外的な協力依頼への対応
4. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条

この規程に定めるもののほか、受験対策部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年8月21日から施行する。
この規程は、2008年5月11日から施行する。
この規程は、2013年6月15日から施行する。